

新旧対照表

<総合口座取引規定>

新	旧
<p>1. (総合口座取引)</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>第1項第6号の国債の保護預り等の取引および同項第7号の国債を担保とする当座貸越の取引については、平成30年4月15日までに第6号の取引の利用がある場合</u>に限り、<u>当該保護預り等の目的である国債について第7条第3項第3号にて定義する償還等があるとき</u>まで利用することができます。</p>	<p>1. (総合口座取引)</p> <p>(略)</p>